

広島県告示第千八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 所在地 | | 土砂災害警戒区域 | | 土砂災害特別警戒区域 | |
|----------------|---------------------|-----------|---------------------|------------|---|
| 広島県尾道市木ノ庄町木梨地内 | | | | | |
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項 |
| 門田（一〇〇一七） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（一〇〇一七） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田（一〇〇一八） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（一〇〇一八） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田（一〇〇四五） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（一〇〇四五） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田（二〇〇一二） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（二〇〇一二） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田（二〇〇一三） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（二〇〇一三） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田（二〇〇一四） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（二〇〇一四） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田（二〇〇一五） | 急傾斜地の崩壊 | 門田（二〇〇一五） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田H（四九三二） | 急傾斜地の崩壊 | 門田H（四九三二） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |
| 門田I（四九三三） | 急傾斜地の崩壊 | 門田I（四九三三） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 次の図のとおり |

| | | | | | |
|------------------|-------------|---------|------------------|-------------|---------|
| 平谷(二八八 八) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のとおり | 平谷(二八八 八) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のとおり |
| 西新池川(五 一a) | 土石流 | 次の図のとおり | 西新池川(五 一a) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 西新池川(五 一b) | 土石流 | 次の図のとおり | 西新池川(五 一b) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 西新池川(五 一隣a) | 土石流 | 次の図のとおり | | | |
| 西新池川(五 一隣b) | 土石流 | 次の図のとおり | | | |
| 西新池川(五 一隣c) | 土石流 | 次の図のとおり | | | |
| 新池川(五二) | 土石流 | 次の図のとおり | 新池川(五二) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 瀬戸下川(三 三) | 土石流 | 次の図のとおり | | | |
| 瀬戸下川(三 三隣a) | 土石流 | 次の図のとおり | 瀬戸下川(三 三隣a) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 瀬戸下川(三 三隣b) | 土石流 | 次の図のとおり | 瀬戸下川(三 三隣b) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 瀬戸西川(五 〇一九a) | 土石流 | 次の図のとおり | 瀬戸西川(五 〇一九a) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 瀬戸西川(五 〇一九b) | 土石流 | 次の図のとおり | 瀬戸西川(五 〇一九b) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 瀬戸西川(五 〇一九隣a) | 土石流 | 次の図のとおり | | | |
| 瀬戸西川(五 〇一九隣b) | 土石流 | 次の図のとおり | 瀬戸西川(五 〇一九隣b) | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。